

高北清掃センターの設置及び管理に関する条例

令和5年1月30日

条例第1号

(設置)

第1条 高萩市及び北茨城市の区域内から排出される廃棄物を適正に処理するため、高北清掃センター（以下「清掃センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高北清掃センター

位置 北茨城市中郷町小野矢指959番地1

(職員)

第3条 清掃センターの管理及び運営を適切に行うため、センター長その他必要な職員を置く。

(管理)

第4条 清掃センターは、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

(業務)

第5条 清掃センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 高萩・北茨城広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和4年高萩・北茨城広域事務組合条例第1号。以下「廃棄物条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づく一般廃棄物等の搬入（以下「ごみの搬入」という。）に係る受付、計量及び焼却並びに再生に関すること。

(2) その他設置の目的の達成に必要な業務に関すること。

(利用者の遵守事項)

第6条 ごみの搬入を行う者その他清掃センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 管理者は、利用者が前項の規定に違反したとき又は廃棄物条例及び廃棄物条例に基づく諸規定に違反したときは、当該利用者の退場を命ずることができる。

(賠償の責任)

第7条 利用者は、清掃センターの施設又は設備、備付物件等を損傷し、又は汚損したときは、これを賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。